

県営建設工事執行相談室の設置について

【趣 旨】

入札契約制度の多様化や、総合評価に係る技術提案の現場での実施、低入札工事の増加など、建設工事を取り巻く状況がますます複雑化しており、発注者と受注者が共通の認識を持つとともに、変更契約等に係る諸調整など工事全般に係る諸問題の解決について、個々工事毎に発注者・受注者相互で具体化していくことが必要となってきた。

このような状況を踏まえ、建設工事の執行に係る受注者からの疑問や相談に対応する窓口として、『県営建設工事執行相談室』を県庁及び各振興局等土木部等の現地に設置し、ワンデーレスポンスや三者協議と組み合わせることも視野に入れ、より一層円滑かつ効率的な対応を図るものである。

【組 織】

《①県庁相談室》

室 長：建設技術振興課技術企画指導担当課長

相 談 員：建設技術振興課技術企画指導担当主任主査等

《②現地相談室》

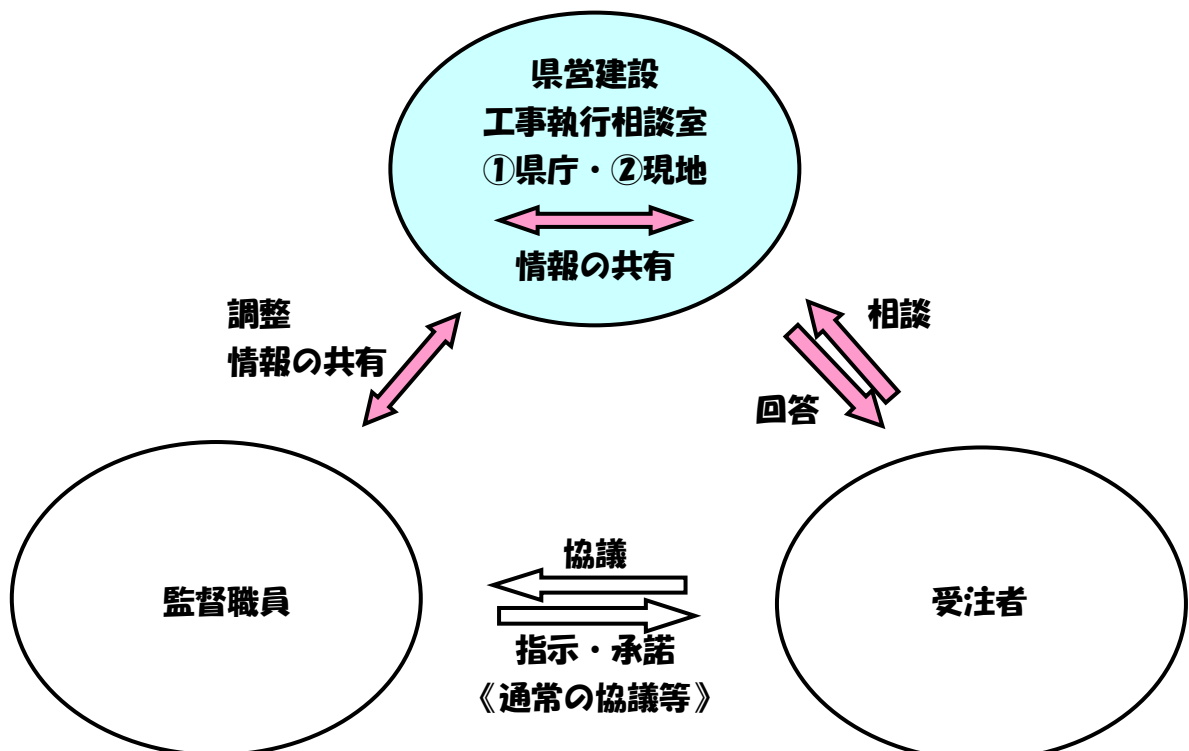
室 長：各所属長、室長

相 談 員：各振興局等土木部等各工務課長等

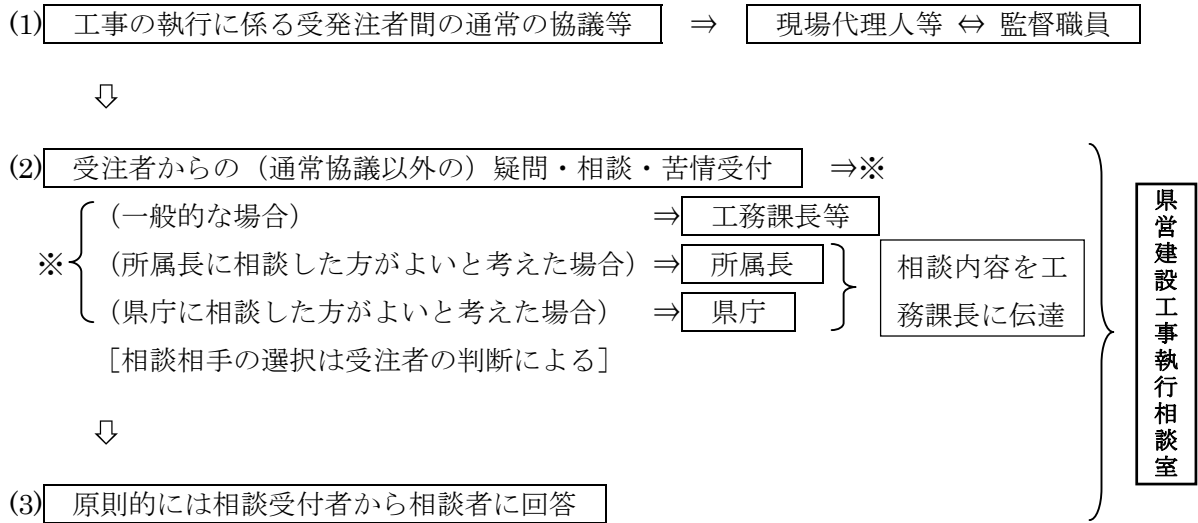
(陣容については、相談室ごとに室長が定める。)

[参 考] 各工務課長等は、設計額 6,000 万円以上の工事及び設計額 6,000 万円未満の重点監督工事の総括監督員、並びに設計額 5 億円以上の工事の主任監督員になっている。

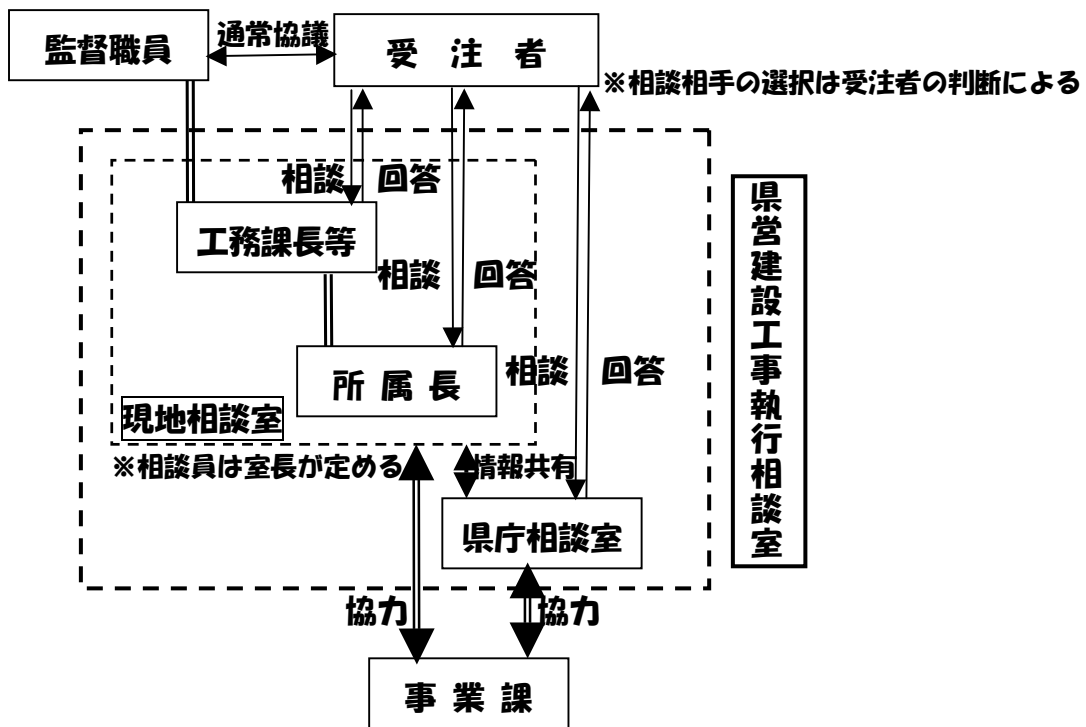
【県営建設工事執行相談室イメージ図】



【具体的なイメージ】



【県営建設工事執行相談室フロー図】



【県営建設工事執行相談票、リーフレット】

相談を受け付けてから回答するまでの処理を円滑にするために、相談者（受注者）が相談室に相談する際には原則として、別紙様式の県営建設工事執行相談票の網掛けの部分を入力して提出するものとする。

なお、完結した県営建設工事執行相談票は県庁（建設技術振興課）と各所属で情報共有するものとする。

本相談室の周知を図るために、別紙リーフレット（例）を作成したので、各所属の入口やホームページに掲示して、周知を図るものとする。

県 営 建 設 工 事 執 行 相 談 票

工 事 名	
工 期	平成 20 年 月 日～平成 年 月 日

相 談 票 提 出	
提出年月日	平成 20 年 月 日
会 社 名	
職 名	
氏 名	

相 談 票 受 付	
受付年月日	平成 20 年 月 日
所 属 名	
職 名	
氏 名	

●相談内容

項 目	相 談 内 容	備 考

●対応 I

対 応 内 容	対 応 年 月 日	平 成 20 年 月 日
	所 属 名	
	職 名	
	氏 名	
	備 考	

●対応 II

対 応 内 容	対 応 年 月 日	平 成 20 年 月 日
	所 属 名	
	職 名	
	氏 名	
	備 考	

※網掛けの部分は相談者が記入のこと。

※欄は適宜変更して使用可。